独立行政法人大学入試センターが達成すべき 業務運営に関する目標 (中期目標)

令和3年3月1日 令和4年7月21日変更

文 部 科 学 省

目次

Ι.	政策体	「系における法人の位置付け及び役割1
Π .	中期目	標の期間2
Ⅲ.	国民に	上対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項2
1	大学	・ 入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験2
2	大学	との入学者選抜方法の改善に関する調査研究4
3	大学	た情報の提供等6
IV.	業務運	運営の効率化に関する事項 6
V.	財務内]容の改善に関する事項7
VI.	その他	1業務運営に関する重要事項7
別組	€1	独立行政法人大学入試センターに係る政策体系図
別組	€2	独立行政法人大学入試センターの使命等と目標との関係
*	Ⅲ. 1	~3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

センターは、独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号。以下「センター法」という。)第3条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学入学者選抜の改善を図り、もって高等学校教育及び大学教育の振興に資することを目的としている。

<法人の現状と課題>

センターでは、わが国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約40年間のノウハウを蓄積してきており、また、業務に必要な資質能力を備えた人材を採用するとともに、大学や各都道府県の教育委員会等との人事交流により人材を確保・配置し、高等学校関係者や大学関係者双方と協働することにより、問題作成や試験実施等の業務を安定的に運営している。さらに、令和2年度から大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)(平成2年度から令和元年度までの間は大学入試センター試験)を実施するとともに、大学入学者選抜の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための情報提供を行ってきたところである。

一方で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)を受けて、平成23年度以降、運営費交付金不交付法人として検定料を主な財源として経営してきたところ、令和2年度に実施された共通テストの志願者数は対前年度比約2万人の減少となり、今後も高等学校等の新規卒業見込者数は減少する見込みであることから、検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等(以下「受益者負担の在り方等」という。)を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、大学との共同研究の推進などによる研究機能の強化に取り組みつつ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うこととされている共通テストを滞りなく実施していく必要がある。

<政策を取り巻く環境の変化>

国においては、大学入学者選抜に関して、平成25年6月14日に閣議決定され た第2期教育振興基本計画(対象期間:平成25年度~平成29年度)に基づき、 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築するため、「志願者の意欲、 能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する」とし ている。さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教 育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中 央教育審議会答申)や、それを基に策定された「高大接続改革実行プラン」(平 成27年1月16日文部科学大臣決定)等を踏まえ、文部科学省に設置した高大接 続システム改革会議において、高大接続改革実行プランを具体化し、高等学校教 育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための検討を行い、高大接 続システム改革会議の「最終報告」(平成28年3月31日)等を踏まえ「大学入 学共通テスト実施方針」(平成 29 年 7 月 13 日)を策定している。その後、民間 の英語資格・検定試験の活用を延期し、共通テストの国語・数学における記述式 問題の導入を見送ったところであり、「大学入試のあり方に関する検討会議」(以 下「あり方検討会議」という。)において大学入試における英語4技能の評価や 記述式出題を含めた大学入試の在り方について具体的方策の検討を進めていると ころである。

また、共通テストについては、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とするものであり、その試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があるところ、令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領(平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。)への対応が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染拡大防止等に 留意しつつ、受験者が安心して受験することができるよう、安定的な共通テスト を継続していく必要がある。

※政策体系図、使命等と目標との関係は別紙のとおり。

Ⅱ. 中期目標の期間

中期目標期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験

共通テストは、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。

また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

(1) 共通テストの問題作成

共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、 秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題 に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

(2) 共通テストの円滑な実施

共通テストは全国の大学において同一の期日(2日間)に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の機会を広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 共通テストの採点・成績提供

共通テストの採点及び成績提供を着実に行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。

(4) 高等学校学習指導要領等への対応

新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令 和6年度より実施する。

なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な 対応を行う。

【指標】

- ・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において 95%以上が良 問であるとの評価を得る。(評定値による評価を導入した平成 15 年度試 験から令和2年度試験まで18年間の実績の平均値:95%)
- ・共通テストを円滑に実施するため、オンライン等により、共通テスト実 施上の注意点等の大学への説明を実施し、説明資料に対する参加大学の 視聴(閲覧)率を100%とする。

【重要度:高】共通テストについては、約55万人の大学入学志願者を対象に公 平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験で あり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的 な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力に ついて把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を 実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討 会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があ るため。

【困難度:高】感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事 熊が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分 な対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため。

2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学の入学者の選抜方 法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接 続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方 法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定 を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関す る調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や政策的 ・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づ

き調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学 との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入 学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も 含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。

(2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。

(3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。

(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における Computer Based Testing (CBT) などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。

(5) 試験情報の活用の推進

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意 した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善 が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上 で、その仕組みを構築する。

【指標】

・調査研究を研究計画に基づき着実に実施するとともに、外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得る。

【重要度:高】共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方などの中期的な課題だけではなく、CBTを始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため。

【困難度:高】特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、 求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいこと から、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため。

3 大学情報の提供等

センター法第 13 条第1項第3号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

【指標】

・大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、 独立行政法人評価制度委員会通知(平成27年11月17日付独評委第45 号)を踏まえた第4期中期目標期間における設定値(76,397件)及び各 年度実績の数値(令和2年度を除く。)の平均値(127,049件)以上とす る。

Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項

1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 業務運営

(1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のう

ち固定的な経費※を本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上削減する。

- ※ 固定的な経費= (一般管理費+事業費) -変動費-特殊業務経費-退職手当 変動費=受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費=新規・拡充等の特殊要因に係る経費
- (2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。
- (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に 構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職 員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえ ながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

V. 財務内容の改善に関する事項

1 計画的な収支計画の作成

18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2 保有資産

施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

2 トップマネジメントの促進

国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。

3 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、試験問題に係る秘密保持を確保するなど、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

4 人材の確保・育成

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。

5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

6 情報の公開

業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、 分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。